

## 特記仕様書例（三者検討会の発注者開催対象となっていない工事）

- 1．受注者（以下「施工者」という。）は、当該工事において、施工前及び施工途中において、発注者・施工者・コンサルタント（以下「設計者」という。）の三者が、設計の考え方や現場施工時の留意事項等を打合せる「三者検討会」開催の申し出をすることができるものとする。この場合、施工者は施工前及び施工途中において、速やかに発注者と協議すること。  
また、施工者の申し出がなくとも、設計者からの開催申し出がある場合は、同様の手順に則り、三者検討会を開催することがある。  
なお、これによる検討会の開催に必要な経費は申し出者の負担とする。
- 2．検討会の開催時期は、施工者による設計図書の照査及び現地調査が完了した時点を原則とし、必要により、工事施工中の適切な時点として、次の場合等も可能とする。
  - (1) 重要な現場条件の確認が必要と考えられる場合、
  - (2) 現場条件に不確定な要素を含んでおり、その確認結果により施工方針の判断が求められる可能性のある場合
- 3．詳細については、「三者検討会実施要領」によるものとする。  
「三者検討会実施要領」については、北海道建設部建設政策局建設管理課のホームページから参照可能である。  
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/gkn/kouji/sansyakentoukai/sansya.htm>)
- 4．三者検討会が開催された際には、検証について別途アンケートを行う場合があるので、施工者はこれに協力すること。